

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（船外機脱落）
発生日時	令和4年8月19日 11時55分ごろ
発生場所	福井県敦賀市立石岬 ^{たていし} 北東方沖 立石岬灯台から真方位045° 1.9海里付近 （概位 北緯35° 47.1′ 東経136° 02.8′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機が脱落して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分6,000、1気筒、ボア45mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者及び友人1人が乗り、釣り場を移動しようとして航行中、船外機が脱落して水没した。</p> <p>操縦者は、船外機を固定するゴムボート用ブラケットを取り付けるホルダ（以下「本件ホルダ」という。）が船体から剥がれ、船外機と共に水没したことを認めた。</p> <p>操縦者は、船外機に取り付けていた脱落防止用のロープを引っ張って船外機を甲板上に引き揚げた後、船内に備えてあったオールを使って帰航することは距離的に困難であったので運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により敦賀市敦賀港にえい航された。</p> <p>本船は、操縦者が平成29年8月ごろ中古で購入後、本件ホルダの接着状態の点検は行われておらず、また、購入前の本件ホルダの点検状況も不明であった。</p> <p>操縦者は、出発前に本件ホルダの接着状態も点検しておけば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、本件ホルダの接着状態の点検が5年以上行われていない中、航行中、本件ホルダが船体から剥がれたことから、船外機と共に

	脱落して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件ホルダの接着状態の点検が5年以上行われていない中、航行中、本件ホルダが船体から剥がれたため、船外機と共に脱落したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、船外機を固定するゴムボート用ブラケットを取り付けるホルダの接着状態を定期的に点検し、剥がれやすくなっているなどの状態が認められた場合には、適確に接着させること。 ・ミニボートの操縦者は、備え付けのオールを用いて手漕ぎで帰航できる範囲を航行することが望ましい。